

令和5年度（2023年度）第2回

北海道公衆浴場入浴料金審議会

開催日時 令和5年（2023年）8月2日（水）15時00分から

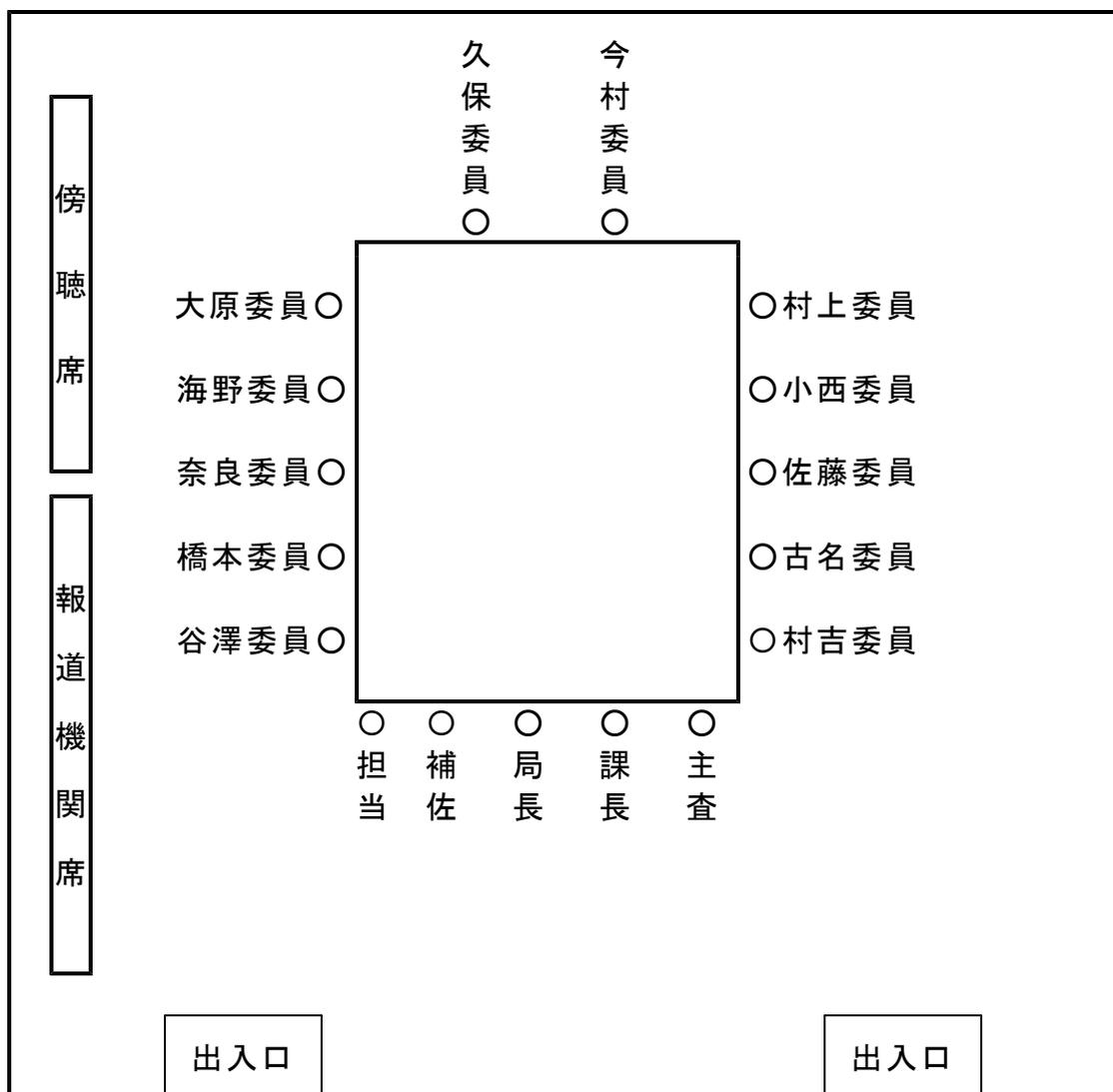
開催場所 道立道民活動センターかでの2・7 10階1040会議室

北海道保健福祉部

北海道公衆浴場入浴料金審議会委員名簿

区分	所 属	職	氏 名	備考
学識経験のある者	北海学園大学	教授	今村 聡	副会長
	北星学園大学	教授	大原 昌明	
	北海道大学大学院	教授	久保 淳司	会長
	北海学園大学	教授	村上 愛	
公衆浴場の利用者を代表する者	連 合 北 海 道	総合政策局次長	海野 淳	
	岩 内 消 費 者 協 会	会 長	奈良 初枝	
	(公 社) 札 幌 消 費 者 協 会	理 事	橋本 弘美	
	北 海 道 女 性 団 体 連 絡 協 議 会	幹 事	谷澤 浩美	
公衆浴場経営者を代表する者	北海道公衆浴場業生活衛生同業組合	理 事 長	小西 廣幸	
	同 上	副 理 事 長	佐藤 敏光	
	同 上	常 務 理 事	古名 町子	
	同 上	理 事	村吉 哲	

令和5年度（2023年度）第2回北海道公衆浴場入浴料金審議会座席表



会 議 次 第

- 1 開会
- 2 あいさつ
- 3 報告
小委員会審議結果について
- 4 協議
答申内容について
- 5 その他
- 6 閉会

【配付資料】

- 資料 1 試算比較表
- 資料 2 公衆浴場入浴料金収入の試算
- 資料 3 北海道入浴料金の推移
- 資料 4 公衆浴場の確保のための特別措置に関する法律
- 答申書（案）

試算比較表

(単位：円)

事項 項目		令和5年度(2023年度)審議会試算					令和4年度(2022年度)審議会試算							
		実態調査結果 (令和5年5月)	推定	備考										
収入	浴料金 収入	1,118,431	資料2-④	項目	1日平均	営業	入浴	収入	1,126,866	項目	1日平均	営業	入浴	収入
				区分	入浴客数	日数	料金	金額		区分	入浴客数	日数	料金	金額
				大人	89.9	26	※	-		大人	89.9	26	480	1,121,952
				中人	1.2	26	※	-		中人	1.0	26	140	3,640
				小人	0.8	26	※	-		小人	0.7	26	70	1,274
				計	91.9			資料2-④		計	91.6			1,126,866
					※資料2-①~③									
益	営業外 収入	63,644	63,644	実態調査額				62,666	実態調査額+3,470円(経営努力)					
	収益 合計	1,182,075	資料2-⑤					1,189,532						
営業 費用	人件費	事業主	389,598	389,598	前審議会基準額(据え置き)			389,598	前審議会基準額(据え置き)					
		従業員	222,072	225,847	実態調査額×R4賃上げ率(101.7%)			221,435	実態調査額×R4賃上げ率(101.7%)					
	用水費	上水道料	9,219	9,293	実態調査額×(1+平均上昇率:0.8%)			9,396	実態調査額×(1+平均上昇率:0.6%)					
		下水道料	9,125	9,125	実態調査額			7,885	実態調査額					
	燃料費	164,631	168,508	○重油、灯油：実態調査使用量×R5平均単価(3ヶ月) ○ガス、廃油、廃材：実態調査額			164,419	○重油、灯油：実態調査使用量×R4平均単価(3ヶ月) ○ガス、廃油、廃材、その他：実態調査額						
	光熱費	112,803	112,803	実態調査額			110,043	(実態調査額+燃料費調整額)×95%(経営努力)						
	消耗品費	27,158	27,864	実態調査額×(1+消費者物価上昇率:2.6%)			23,601	実態調査額×(1+消費者物価上昇率:0.9%)×95%(経営努力)						
	修繕料	23,916	24,538	実態調査額×(1+消費者物価上昇率:2.6%)			20,035	実態調査額×(1+消費者物価上昇率:0.9%)×95%(経営努力)						
	借損料	13,706	13,706	実態調査額			13,431	実態調査額						
	備品費	9,952	10,211	実態調査額×(1+消費者物価上昇率:2.6%)			8,158	実態調査額×(1+消費者物価上昇率:0.9%)×95%(経営努力)						
	保険料等	12,697	12,697	実態調査額			12,478	実態調査額						
	旅費及び交通費	1,015	1,015	実態調査額			544	実態調査額×95%(経営努力)						
	会費及び交際費	15,271	15,271	実態調査額			13,583	実態調査額×95%(経営努力)						
	減価償却費	33,524	33,524	実態調査額			31,079	実態調査額						
	用	公租公課	43,243	43,243	実態調査額			51,112	実態調査額					
	支払利子	11,894	11,894	実態調査額			9,872	実態調査額						
	その他諸経費	53,032	54,411	実態調査額×(1+消費者物価上昇率:2.6%)			46,995	実態調査額×(1+消費者物価上昇率:0.9%)×95%(経営努力)						
	計	1,152,856	資料2-⑥				1,133,664							
	資本報酬	40,989	40,274	自己資本×10%			40,989	自己資本×10%						
	建物再調達費	14,879	14,669	建物評価額×5%			14,879	建物評価額×5%						
	費用合計	1,208,724	資料2-⑦				1,189,532							
	収支差	-26,649	資料2-⑧				0							

公衆浴場入浴料金収入の試算（1日平均入浴客数ベース）

○ 1日平均入浴客数（R5）

大人	89.9 人/日
中人	1.2 人/日
小人	0.8 人/日

（営業日数/月=26日）

区分	収 益					支 出			⑧ 収支差 (⑦-⑤)	
	① 大人	② 中人	③ 小人	④ 入浴料金収入 (各料金×各客数)	改定による 収入増加額	⑤ 収益合計 (④+営業外収入)	⑥ 営業費用計	⑦ 費用合計 (⑦+資本報酬等)		
試	1	490	140	70	1,151,150	116,870	1,214,794	1,163,548	1,218,491	-3,697
	2	490	150	70	1,151,462	117,182	1,215,106	1,163,548	1,218,491	-3,385
	3	490	150	80	1,151,670	117,390	1,215,314	1,163,548	1,218,491	-3,177
	4	490	160	70	1,151,774	117,494	1,215,418	1,163,548	1,218,491	-3,073
	5	490	160	80	1,151,982	117,702	1,215,626	1,163,548	1,218,491	-2,865
	6	490	160	90	1,152,190	117,910	1,215,834	1,163,548	1,218,491	-2,657
	7	490	170	70	1,152,086	117,806	1,215,730	1,163,548	1,218,491	-2,761
	8	490	170	80	1,152,294	118,014	1,215,938	1,163,548	1,218,491	-2,553
	9	490	170	90	1,152,502	118,222	1,216,146	1,163,548	1,218,491	-2,345
算	10	500	140	70	1,174,524	140,244	1,238,168	1,163,548	1,218,491	19,677
	11	500	150	70	1,174,836	140,556	1,238,480	1,163,548	1,218,491	19,989
	12	500	150	80	1,175,044	140,764	1,238,688	1,163,548	1,218,491	20,197
	13	500	160	70	1,175,148	140,868	1,238,792	1,163,548	1,218,491	20,301
	14	500	160	80	1,175,356	141,076	1,239,000	1,163,548	1,218,491	20,509
	15	500	160	90	1,175,564	141,284	1,239,208	1,163,548	1,218,491	20,717
	16	500	170	70	1,175,460	141,180	1,239,104	1,163,548	1,218,491	20,613
	17	500	170	80	1,175,668	141,388	1,239,312	1,163,548	1,218,491	20,821
	18	500	170	90	1,175,876	141,596	1,239,520	1,163,548	1,218,491	21,029
結	19	510	140	70	1,197,898	163,618	1,261,542	1,163,548	1,218,491	43,051
	20	510	150	70	1,198,210	163,930	1,261,854	1,163,548	1,218,491	43,363
	21	510	150	80	1,198,418	164,138	1,262,062	1,163,548	1,218,491	43,571
	22	510	160	70	1,198,522	164,242	1,262,166	1,163,548	1,218,491	43,675
	23	510	160	80	1,198,730	164,450	1,262,374	1,163,548	1,218,491	43,883
	24	510	160	90	1,198,938	164,658	1,262,582	1,163,548	1,218,491	44,091
	25	510	170	70	1,198,834	164,554	1,262,478	1,163,548	1,218,491	43,987
	26	510	170	80	1,199,042	164,762	1,262,686	1,163,548	1,218,491	44,195
	27	510	170	90	1,199,250	164,970	1,262,894	1,163,548	1,218,491	44,403
果	28	520	140	70	1,221,272	186,992	1,284,916	1,163,548	1,218,491	66,425
	29	520	150	70	1,221,584	187,304	1,285,228	1,163,548	1,218,491	66,737
	30	520	150	80	1,221,792	187,512	1,285,436	1,163,548	1,218,491	66,945
	31	520	160	70	1,221,896	187,616	1,285,540	1,163,548	1,218,491	67,049
	32	520	160	80	1,222,104	187,824	1,285,748	1,163,548	1,218,491	67,257
	33	520	160	90	1,222,312	188,032	1,285,956	1,163,548	1,218,491	67,465
	34	520	170	70	1,222,208	187,928	1,285,852	1,163,548	1,218,491	67,361
	35	520	170	80	1,222,416	188,136	1,286,060	1,163,548	1,218,491	67,569
	36	520	170	90	1,222,624	188,344	1,286,268	1,163,548	1,218,491	67,777

北海道入浴料金の推移

(単位：円、小数点以下：銭)

改定年月日	大人	中人	小人	婦人洗髪料	乳幼児	備 考
昭和 4. 6. 10	0.05		0.03			大人：15歳以上 小人：14歳以下
13. 5. 1	0.06		0.04		0.03	
13. 11. 11	0.06		0.03			
15. 6. 1	0.06(0.07)	0.03(0.04)	0.02(0.03)			()は市部
19. 2. 2	0.08	0.03	0.03	0.10		
19. 12. 8	0.10		0.05	0.15		
20. 8. 3	0.12		0.07	0.20		
20. 12. 10	0.40		0.25	0.50		
21. 4. 7	0.60		0.50	0.80		
21. 12. 21	1.00		0.80	1.50		
22. 3. 14	1.50		1.00	2.00		
22. 7. 9	3		1	1		
22. 10. 1	4		2	3		
23. 3. 17	5		3	5		
23. 7. 29	10	8	5	10		
23. 12. 10	12	10	5	12		
24. 11. 1	13	10	6.50	12		
25. 5. 1	12	8	5	12		
26. 5. 1	13	10	6	12		
26. 12. 27	15	12	7	12		
27. 5. 1	14	12	7	12		
32. 10. 1	15	12	7	12		大人：12歳以上 中人：6～12歳 小人：6歳未満
32. 12. 28	15	12	7	10		
33. 5. 1	16	13	7	10		
35. 7. 27	17	14	7	10		
37. 2. 26	19	15	8	10		
39. 1. 26	23	15	8	10		
41. 1. 8	28(36)	15(20)	8(10)	8(10)		()は離島
43. 4. 1	33(37)	17(19)	8(9)	5(6)		
45. 6. 20	33(48)	20(25)	10(13)	3(4)		
47. 4. 1	46(55)	20(25)	10(13)	0(0)		
48. 7. 27	62(80)	20(25)	10(13)	0(0)		
49. 1. 18	70(90)	25(35)	15(20)	0(0)		
49. 6. 16	90	45	20	0		離島料金廃止
50. 6. 10	115	60	30			
51. 6. 10	135	70	35			
52. 6. 15	155	80	40			
53. 6. 20	165	85	40			
54. 6. 28	180	95	45			
54. 11. 26	190	95	45			
55. 6. 9	220	100	50			
56. 6. 22	230	110	60			
57. 6. 15	240	120	60			
59. 8. 11	250	120	60			
61. 7. 25	260	120	60			
平成元. 9. 1	280	120	60			
3. 8. 1	300	140	70			
5. 8. 1	320	140	70			
7. 9. 1	340	140	70			
9. 8. 1	360	140	70			
13. 9. 1	370	140	70			
17. 10. 1	380	140	70			
18. 4. 15	390	140	70			
20. 8. 11	420	140	70			
26. 8. 11	440	140	70			
令和元. 10. 1	450	140	70			
04. 10. 1	480	140	70			

公衆浴場の確保のための特別措置に関する法律

昭和 56・ 6・ 9・法律第 68 号
改正 平成 11・ 5・28・法律第 56 号
改正 平成 16・ 4・16・法律第 32 号
改正 平成 19・ 5・25・法律第 58 号

(目的)

第 1 条 この法律は、公衆浴場が住民の日常生活において欠くことのできない施設であるとともに、住民の健康の増進等に関し重要な役割を担っているにもかかわらず著しく減少しつつある状況にかんがみ、公衆浴場についての特別措置を講ずるよう努めることにより、住民のその利用の機会の確保を図り、もって公衆衛生の向上及び増進並びに住民の福祉の向上に寄与することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この法律で「公衆浴場」とは、公衆浴場法（昭和 23 年法律第 139 号）第 1 条第 1 項に規定する公衆浴場であつて、物価統制令（昭和 21 年勅令第 108 号）第 4 条の規定に基づき入浴料金が定められるものをいう。

(国及び地方公共団体の任務)

第 3 条 国及び地方公共団体は、公衆浴場の経営の安定を図る等必要な措置を講ずることにより、住民の公衆浴場の利用の機会の確保に努めなければならない。

(活用についての配慮等)

第 4 条 国及び地方公共団体は、公衆浴場が住民の健康の増進等に関し重要な役割を担っていることにかんがみ、住民の健康の増進、住民相互の交流の促進等の住民の福祉の向上のため、公衆浴場の活用について適切な配慮をするよう努めなければならない。

2 公衆浴場を経営する者は、前項の公衆浴場の活用に係る国及び地方公共団体の施策に協力するよう努めなければならない。

(貸付けについての配慮)

第 5 条 株式会社日本政策金融公庫又は沖縄振興開発金融公庫は、その業務を行うに当たつて、公衆浴場を経営する者に対し、その公衆浴場の施設又は設備の設置又は整備に要する資金を貸し付ける場合には、通常の条件よりも有利な条件で貸し付けるよう努めるものとする。

2 前項の通常の条件よりも有利な条件を定めるに当たつては、この法律の施行の際現に定められている条件及びその後の通常の条件の推移等を勘案して、有利なものになるように配慮するものとする。

(助成等についての配慮)

第 6 条 国又は地方公共団体は、公衆浴場について、その確保を図るため必要と認める場合には、所要の助成その他必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

この法律は、昭和 57 年 4 月 1 日から施行する。

附 則〔平成 11 年 5 月 28 日法律第 56 号抄〕

(施行期日)

第 1 条 この法律は、平成 11 年 10 月 1 日から施行する。〔後略〕

附 則〔平成 16 年 4 月 16 日法律第 32 号〕

この法律は、公布の日から施行する。

附 則〔平成 19 年 5 月 25 日法律第 58 号抄〕

(施行期日)

第 1 条 この法律は、平成 20 年 10 月 1 日から施行する。〔後略〕

答 申 書
(案)

北海道公衆浴場入浴料金審議会

令和 5 年（2023 年） 8 月 2 日

北海道知事 鈴木 直道 様

北海道公衆浴場入浴料金審議会

会 長 久保 淳司

公衆浴場入浴料金の統制額について（答申）

令和 5 年（2023 年） 7 月 3 日付け食衛第 50001 号で諮問のありました
このことについて、慎重に審議した結果、次のとおりとすることが適当
であると認めたので、答申します。

記

区 分	答 申 額	現 行 額
大人（12歳以上の者）	490円	480円
中人（6歳以上12歳未満の者）	150円	140円
小人（6歳未満の者）	80円	70円

近年では、自家風呂の普及や新型コロナウイルス感染症の拡大などの影響により、道内の公衆浴場の利用者数は年々減少傾向にある。また、昨今の急激な物価上昇により消耗品、施設・設備の老朽化に伴う改修費用の増加などで、その経営環境は一層厳しさを増しており、施設数は減少の一途を辿っている。

こうした中、本審議会では知事からの諮問を受け、公衆浴場が衛生的で快適なサービスや憩いの場を提供できる、その適正な入浴料金について審議し、現状における厳しい経営環境等をかんがみた結果、昨年に大人の入浴料金の値上げをしたところではあるが、今年についても、値上げはやむを得ないとの認識で一致した。

一方で、公衆浴場を利用する地域住民の家計についても、同様に急激な物価上昇による影響を受けることが予想され、入浴料金の値上げがもたらす家計への負担を考慮し、値上げ幅を極力抑えることが必要であると判断した。そのため、公衆浴場業界においては、これまでも経営の改善等に努めてきたところであるが、引き続き、営業外収入の増収等の経営努力により収入を安定させていくとともに、事業主の人件費を据え置く方針とした。

その結果、入浴料金は、大人料金を480円から490円に改定し、また、平成3年8月1日の料金改定から据え置きとしていた中人料金を140円から150円、小人料金を70円から80円に改定することが、適当であるとの結論に達した。

なお、今後、社会情勢の変化や、それに伴う物価の上昇等が更なる経

営の圧迫をもたらすこととなった場合には、改めて適正な入浴料金の検討が必要である。

公衆浴場は、地域の住民、特に自家風呂を持たない人々の日常生活に欠くことのできない施設であり、多くの人に入浴の機会を提供することで地域の保健衛生水準を維持している。また、世代をこえた交流の場、地域住民の憩いの場として、コロナ禍にあっても、感染症対策を講じながら、地域に密着した営業を継続し、高齢者をはじめとする住民の心身の健康増進等に大きく寄与している。「公衆浴場の確保のための特別措置に関する法律」においては、このような公衆浴場が担う役割の重要性にかんがみ、地方公共団体に対し、公衆浴場の活用に適切な配慮をすること、また、公衆浴場経営者に対し、地方公共団体の施策に協力することを規定している。

本審議会としては、公衆浴場が住民にとって不可欠な存在であり、安全で良質なサービスの提供とともに、公衆浴場が担う社会的役割の重要性から安定した経営の継続が必要と考え、公衆浴場業界に対し、サービス内容の積極的なPRや新たな利用者や若年層の利用拡大に向けた取り組みを検討するなど、引き続き、利用客数の減少防止及び入浴需要の増加に努めることとともに、経費節減を図る効果的な方策についてより一層の検討を求めたい。

道に対しては、「公衆浴場の確保のための特別措置に関する法律」の趣旨に沿い、国及び市町村と連携を保ちながら、公衆浴場の経営の安定及び利用機会の確保に向け、社会動向の変化や公衆浴場が地域に密接したものであることを十分認識し、業界団体と密に情報を共有し、効果的

な施策を講ずるよう求めたい。

併せて、公衆浴場営業者が直面している厳しい経営環境を考慮し、入浴料金改定を早期に施行するよう求めたい。

公衆浴場入浴料金原価計算書

(単位：円)

項目		事項	実態調査結果 (令和5年5月)	推定	備考																									
収入	入浴料金収入		1,118,431	1,151,670	<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>1日平均入浴客数</th> <th>営業日数</th> <th>入浴料金</th> <th>収入金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大人</td> <td>89.9</td> <td>26</td> <td>490</td> <td>1,145,326</td> </tr> <tr> <td>中人</td> <td>1.2</td> <td>26</td> <td>150</td> <td>4,680</td> </tr> <tr> <td>小人</td> <td>0.8</td> <td>26</td> <td>80</td> <td>1,664</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>91.9</td> <td></td> <td></td> <td>1,151,670</td> </tr> </tbody> </table>	項目	1日平均入浴客数	営業日数	入浴料金	収入金額	大人	89.9	26	490	1,145,326	中人	1.2	26	150	4,680	小人	0.8	26	80	1,664	計	91.9			1,151,670
		項目	1日平均入浴客数	営業日数	入浴料金	収入金額																								
		大人	89.9	26	490	1,145,326																								
中人	1.2	26	150	4,680																										
小人	0.8	26	80	1,664																										
計	91.9			1,151,670																										
益	営業外収入		63,644	66,821	実態調査額+3,177円(経営努力)																									
	収合		1,182,075	1,218,491																										
営業費用	人件費	事業主	389,598	389,598	前審議会基準額(据え置き)																									
		従業員	222,072	225,847	実態調査額×R5賃上げ率(101.7%)																									
	用水費	上水道料	9,219	9,293	実態調査額×(1+平均上昇率:0.8%)																									
		下水道料	9,125	9,125	実態調査額																									
	燃料費		164,631	168,508	○重油、灯油：実態調査使用量×R5平均単価(3ヶ月) 重油：62846円(601L×104.57円) 灯油：10509円(92L×114.23円) ○ガス、廃油、廃材：実態調査額 [20,825円(ガス)+71,232円(廃油)+3,096円(廃材)]																									
	光熱費		112,803	112,803	実態調査額																									
	消耗品費		27,158	27,864	実態調査額×(1+消費者物価上昇率:2.6%)																									
	修繕料		23,916	24,538	実態調査額×(1+消費者物価上昇率:2.6%)																									
	借損料		13,706	13,706	実態調査額																									
	備品費		9,952	10,211	実態調査額×(1+消費者物価上昇率:2.6%)																									
	保険料等		12,697	12,697	実態調査額																									
	旅費及び交通費		1,015	1,015	実態調査額																									
	会費及び交際費		15,271	15,271	実態調査額																									
	減価償却費		33,524	33,524	実態調査額																									
公租公課		43,243	43,243	実態調査額																										
支払利子		11,894	11,894	実態調査額																										
その他諸経費		53,032	54,411	実態調査額×(1+消費者物価上昇率:2.6%)																										
	計		1,152,856	1,163,548																										
資本報酬			40,989	40,274	自己資本×10%																									
建物再調達費			14,879	14,669	建物評価額×5%																									
費用合計			1,208,724	1,218,491																										
収支差			-26,649	0																										